

平成十九年十二月十二日提出
質問第三二二四号

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

324

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第二九〇号）では、質問の趣旨を正確に捉えた上での答弁がなされていないと思われる箇所があるところ、再度質問する。

一 講談社発行の「現代」二〇〇六年七月号に掲載されている佐藤優起訴休職外務事務官が執筆した「官房長よ、私と対決しようじゃないか 外務省『犯罪白書』二 公金にタカる官僚たち」という見出しの論文（以下、「佐藤論文」という。）で触れている、一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をループルで売却し、外貨に換金する「ループル委員会」なる裏金組織について、政府はこれまでの政府答弁書（内閣衆質一六三第一四号、内閣衆質一六四第六八号、一九六号等）で重ねて「その事実は確認されていない」旨答弁してきたことについて、前回質問主意書で「ループル委員会」が在モスクワ日本国大使館内において設けられていたことは「確認されていない」とは、「ループル委員会」がかつて①存在した、②存在しなかった、の①、②のどちらでもなく、「存在していたかどうかはつきりわからない」、つまり、外務省としては定かではなく、明確にその存在を否定することもできないということを述べていると理解して良いかと問うたところ、「前回答弁

書」では「先の答弁書（平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二五〇号）の二について述べたとおり、『ルール委員会』なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在していたことは確認されていない。」と、質問の趣旨を無視した答弁がなされている。右の様に同じ答弁を延々と繰り返すのではなく、質問の趣旨を理解した上での答弁を求める。外務省としては、「ルール委員会」の存在が確認できないということは、その存在を明確に否定することもできないと理解して良いか。「然り」か「否」のどちらかの回答を求める。

二 「前回答弁書」では、「外務省においては、一般に、職員から提出された寄稿（出版）届については、我が国の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等を避ける等の観点から、意見を伝えている。」と、外務省として「佐藤論文」の内容に関して佐藤優氏に意見を伝えているとの答弁がなされているが、では「佐藤論文」のどの部分が「我が国の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等」を招くと外務省が認識しているのか説明されたい。

三 二の外務省からの意見に対して、佐藤優氏はどのような返答をしたのか明らかにされたい。前回質問主意書で右と同様の質問をしているが、「前回答弁書」では何の回答もなされていないところ、再度質問す

る。

四 「佐藤論文」につき、佐藤優氏に意見を伝えた外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。

五 佐藤優氏への外務省からの意見伝達はどの様にして行われたか。佐藤優氏を外務省に呼びつけて意見を伝えたのか。

六 外務省が、「佐藤論文」が我が国の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等を招くものであると考えらるならば、佐藤優氏に対して何らかの処分を下したか。

七 六で、何の処分も下していないのならば、その理由を明らかにされたい。

八 「前回答弁書」で、「佐藤論文」について外務省より講談社に何の意見も伝えていないとの答弁がなされているが、その理由を明らかにされたい。前回質問主意書で右と同様の質問をしているが、「前回答弁書」では何の回答もなされていないところ、再度質問する。

右質問する。